果を明らかにした報告書	ニ　当該期間における毎年度の当該業務の実績に係る財務情報及び人員に関する情報 二　次のイからハまでに掲げる事項を明らかにした前号に掲げる業務の実績についての評価の結果（当該業務の実績が通則法第三十五条の四第二項第二号から第五号までに掲げる事項に係るものである場合に限る。） イ　中長期目標に定めた項目ごとの評定及び当該評定を付した理由 ロ・ハ　（略）
2　（略）	

（最初の国立研究開発法人の長の任期の終了時における業務実績等報告書）

第六条　研究所に係る通則法第三十五条の六第四項の報告書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。その際、研究所は、当該報告書が同条第二項の評価の根拠となる情報を提供するために作成されるものであることに留意しつつ、研究所の事務及び事業の性質、内容等に応じて区分して同欄に掲げる事項を記載するものとする。

一　通則法第三十五条の六第二項に規定する最初の国立研究開発法人の長の任命の日を含む事業年度から当該長の任期の末日を含む事業年度の事業年度末までの期間（以下この条において単に「期間」という。）における業務の実績（当該業務の実績が通則法第三十五条の四第二項第二号に掲げる事項に係るものである場合にあっては次のイからニまでに掲げる事項を明らかにしたものに、同項第三号から第五号までに掲げる事項に係るものである場合にあっては次のイからハまでに掲げる事項を明らかにしたものに限る。）

イ・ロ　（略）

ハ　当該業務の実績に係る指標及び期間における毎年度の当該指標の数値（当該業務の実績に係る指標が設定されている場合に限る。）

ニ　期間における毎年度の当該業務の実績に係る財務情報及び人員に関する情報

二　次のイからハまでに掲げる事項を明らかにした前号に掲げる業務の実績についての評価の結果

イ　中長期目標に定めた項目ごとの評定及び当該評定を付した理由

ロ・ハ　（略）

2　（略）

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○国土交通省令第十六号

独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第三十二条第二項、第三十五条の六第三項及び第四項の規定に基づき、国立研究開発法人建築研究所に関する省令等の一部を改正する省令を次のように定める。

令和元年六月二十七日

国土交通大臣　石井　啓一

国立研究開発法人建築研究所に関する省令等の一部を改正する省令

（国立研究開発法人建築研究所に関する省令の一部改正）

第一条　国立研究開発法人建築研究所に関する省令（平成十三年国土交通省令第四十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改める。

果を明らかにした報告書	ニ　当該期間における毎年度の当該項目に係る財務情報及び人員に関する情報 二　次のイからハまでに掲げる事項を明らかにした前号に掲げる業務の実績についての評価の結果（当該項目が通則法第三十五条の四第二項第二号から第五号までに掲げる事項に係るものである場合に限る。） イ　評定及び当該評定を付した理由 ロ・ハ　（略）
2　（略）	

（最初の国立研究開発法人の長の任期の終了時における業務実績等報告書）

第六条　研究所に係る通則法第三十五条の六第四項の報告書には、同条第二項に規定する最初の国立研究開発法人の長の任命の日を含む事業年度から当該長の任期の末日を含む事業年度の事業年度末までの期間（以下この条において単に「期間」という。）に係る年度計画に定めた項目のうち当該項目が通則法第三十五条の四第二項第二号から第五号までに掲げる事項に係るものごとに次に掲げる事項を記載しなければならない。

一　期間における業務の実績（当該項目が通則法第三十五条の四第二項第二号に掲げる事項に係るものである場合にあっては次のイからニまでに掲げる事項を明らかにしたものに、同項第三号から第五号までに掲げる事項に係るものである場合にあっては次のイからハまでに掲げる事項を明らかにしたものに限る。）

イ・ロ　（略）

ハ　当該項目に係る指標及び期間における毎年度の当該指標の数値（当該項目に係る指標が設定されている場合に限る。）

ニ　期間における毎年度の当該項目に係る財務情報及び人員に関する情報

二　次のイからハまでに掲げる事項を明らかにした前号に掲げる業務の実績についての評価の結果

イ　評定及び当該評定を付した理由

ロ・ハ　（略）

2　（略）